R０８ 箕 監 第 ０００１８１ 号
令和８年(2026年)１１月１３日

請求人　（略）　様

箕面市監査委員　瀧　　洋 二 郎
箕面市監査委員　楠　　政　　則

箕面市住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づき請求人から令和８年９月１６日付け「箕面市職員措置請求書」（以下「請求書」という。）について、監査した結果を同条第５項の規定により下記のとおり通知します。

記

第１　請求人

（１名の住所・氏名 略）

第２　請求の要旨等及び添付された資料

１　請求の要旨

請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。

「市道箕面今宮線道路安全対策（歩道整備）事業」の令和５年度安全対策工事No.２の未完成部分を継続して実施する道路安全対策工事No.３について、その財務負担行為の前提となる令和８年度一般会計補正予算第１号（本件工事に関する予算額金３，３８８万円）が議会で承認されている。

令和８年８月１７日に財務負担行為となる建設工事請負工事の入札が公示され、同９月３日に入札金額金２，６７３万円で（有）ケイエスティコーポレーションが落札し、同９月４日に建設工事請負契約（工期は令和８年９月４日着手から令和９年１月２９日完成予定）が締結された。

同工事No.２における当該未施工部分の工事請負金額は金６５７万円であり、こ

れを遥かに超える金額での契約は地方自治法第二条１４項、地方財政法第四条１項の「最小の経費で最大の効果を上げるという原則」に反する違法又は不当な財務会計上の行為であるので、監査委員は次の３項目の勧告をせよ。

① 箕面市長は、本件工事に関して、一切の公金を支出してはならない。
② 箕面市長は原田亮に対し、本件工事に関する建設請負契約に対応する金２，６７３万円の損害賠償請求をせよ。
③ 箕面市長は、令和８年度の箕面市都市整備部長小山郁夫が成した本件工事に関する建設工事請負契約に対応する金２，６７３万円の賠償の命令をせよ。

なお、監査委員 藤田貴支は本件工事の財務負担行為の前提となる令和８年度箕面市一般会計補正予算（第１号）の審議にあたり、箕面市議会本会議（令和８年度第二回定例会）にておいて、本件工事予算を補正予算から削除する修正動議に反対し、原案通りの補正予算案の承認をおこなった議員であり、本監査を実施するに当たっては公平な監査は出来ないのであって、本監査の監査委員としては、自ら回避すべきである。

２　違法又は不当の理由

（１） 合理性のない設計変更による過剰な公金の支出

令和５年度安全対策工事 No.２は、令和５年３月１８日に工事請負契約を締結しているが、令和８年３月２７日で本件工事に係る部分の工事は未施工の状態で契約終了している。

当初予定工期を遥かに超え、３年経過後も未完成のまま契約終了となっていることの行政の責任も明確にされないまま、新規一般予算を取得して残工事を完成するものであるが、当初安全対策工事 No.２の設計では金６５７万円の工事予算額である。

しかるに、設計変更することで、工事契約額は金２，６７３万円と増加している。本件工事に必要な耐圧ポリエチレン管は、工事 No.２で使用予定であったものを転用する予定である（２０２６年１０月９日に開示された文書で判明）。したがって本件工事の耐圧ポリエチレン管の費用を除く工事費用は、工事 No.２の実に４００％と異常な増加である。

これは、本件工事にあたり設計変更をした帰結であるが、なにゆえにこれほどまでに工事費用を増加させる設計変更をしなければならないか全く合理性はなく、地方自治法第二条１４項に反する違法行為である。

（２） 住民の安全・衛生を損なう違法、欠陥のある工事

本工事の設計変更によれば、歩道部分（水路の埋立て部分）と地権者の土地との

間に幅約１５ｃｍ、長さ約４０ｍ、深さ約１．３ｍの空隙を生じさせており、転落の危険性、滞水によるボウフラの発生等衛生上問題となることは必至である。

このような欠陥のある安全対策工事（道路拡幅・歩道整備）を進めることは、地方自治法第二条１４項の「住民の福祉の増進に努める」に反する違法な設計変更である。

３　添付資料

請求書及び訂正申立書に添付された資料は、次のとおりである。

なお、請求人から提出された証拠書類等は「甲資料」とし、提出時に請求人が付番したものと同様の番号を付した。（以下同じ。）

・甲資料１～５は請求書、甲資料６～７は訂正申立書に添付

（＊部分は当方（監査委員）による資料の説明である。以下同じ。）

甲資料１：第４９号議案　令和８年度箕面市一般会計補正予算（第１号）

＊道路安全対策費用３，３８８万円を計上。

甲資料２：入札結果情報（電子入札）

甲資料３：発注案件情報（電子入札）（発注案件名称　市道箕面今宮線道路安全対策工事その３）

甲資料４：起案用紙「市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２に係る支出負担行為決定書について（７回目金額変更）（伺）」

＊約６５７万円の減額

甲資料５：市道箕面今宮線道路安全対策工事その３に係る設計書函渠工構造図(1)及び内訳書

＊ポリエチレン管埋設の構造図。

甲資料６：起案用紙「市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２に係る契約変更について（７回目金額変更）（伺）」

甲資料７：市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２に係る協議書（打合せ簿）

＊ポリエチレン管の取扱いなどが記載。

第３　請求の受理

本件請求について要件審査した結果、受付日である令和８年９月１６日付けで受理することとし、請求人に対して９月１８日付けで通知した。その際、地方自治法第２４２条第７項の規定に基づく意見陳述の聴取を行うこと、聴取日程については別途調整させてもらうことを併せて通知した。

なお、当該請求に対しては、同年１０月１０日付けで「箕面市職員措置請求訂正

申立書」（以下「訂正申立書」）が提出されたため、要件審査した結果受理することとし、請求人に対して１０月１３日付けで通知した。（上記第２の１及び２は、訂正後の内容）

第４　監査の実施

１　市長からの意見書の提出

市長に対し、請求書を送付し、請求書に対する意見書（証拠等関係書類を含む。）の提出を求めたところ、令和８年１０月２日付け「住民監査請求の意見書の提出について（回答）」をもって箕面市都市整備部道路整備課作成の「住民監査請求にかかる意見書」（以下「市意見書」という。）及び資料が提出された。

市意見書に記載された要旨は、次のとおりである。

なお、市意見書に添付された資料は「乙資料」とし、提出時に市が付番したものと同様の番号を付すとともに、当方でタイトルを付した。

（１）　市道箕面今宮線道路安全対策事業について

市道箕面今宮線道路安全対策事業の概要等については、次のとおりである。

①市道箕面今宮線道路安全対策事業の概要

・市道箕面今宮線はバス路線でもあり、箕面市域の重要な東西軸であるにも関わらず、歩道が未整備の区間が多く、歩行者はもとより車両通行も含めて安全性の確保が求められているため、市は令和３年度に「箕面２丁目交差点付近」から「国道４２３号」までの約１．６ｋｍ区間において、車道を幅６ｍとし、その両側に幅１．５ｍ以上の歩道を整備する「全体整備計画」を策定した。

・整備手法としては、沿道の建物が建て替わる際に、市が土地所有者に用地買収の協力を求めながら整備を行っていくものであるが、北小学校南側付近の約２３０ｍ区間については、市道区域内の水路を暗渠化することで、用地買収を伴わずに歩道整備が可能であることから、令和４年度以降、順次工事を実施している。

・なお、水路の暗渠化工法は、水路内に管を埋設して暗渠化したうえで、その上部に歩道を整備するものである。

②令和７年度末時点の工事の進捗について

・水路区間約２３０ｍのうち、令和４年度から、箕面北小学校前交差点から東側約１００ｍを整備し、その後、令和５年度から令和７年度にかけて、箕面北小学校東交差点から東側約９０ｍについて整備を進め、令和７年度末までに累計

約１９０ｍの歩道整備が完成している。
・令和６年３月１８日に契約を締結した市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２は、当初令和６年３月２９日を工期としていたが、その後、当該事業に必要な予算について明許繰越にかかる議決を経た上で、一部の沿道地権者との既設通路橋の撤去及び民地部分の埋戻しに係る協議状況を踏まえて、工期を令和７年３月３１日までとした。
・その後も沿道地権者との協議に時間を要し、同日までの完成が困難となったことから、予算について事故繰越を行い、さらに工期を延長し、令和８年３月２７日に工事が完成している。
・箕面北小学校前交差点から西側約４０ｍの区間については、一部の沿道地権者から民地部分の埋戻しに係る協力が得られず、市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２での施工が困難となったため、当該区間を施工対象から除外し、実施数量に基づく設計変更を行った上で、請負代金額を減額する変更契約を締結した。その後、変更後の契約内容に基づき工事が完了したもの。したがって、請求人が主張するように、工事請負契約そのものを解除したものではない。

③箕面北小学校前交差点から西側約４０ｍの歩道未整備区間について
・箕面北小学校前交差点から西側約４０ｍの区間については、沿道地権者から民地部分の埋め戻しへの協力が得られないため、市道区域内で施工が完結する工法を検討し、市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２の既整備区間で採用した「管周囲を土砂で埋め戻す工法」から、「管周囲を鉄筋コンクリート構造とする工法」に変更した。
・この変更後の工法に基づき、箕面北小学校前交差点から西側約４０ｍ区間における歩道を整備するため、令和８年９月４日に市道箕面今宮線歩道拡幅工事その３の工事請負契約を締結した。

（２）事実関係の整理
本件工事に関する事実関係については、次のとおりである。

①本件工事を実施する理由
・箕面北小学校前交差点から西側約４０ｍ区間は、歩道が未整備であり、歩行者と車両の通行空間が十分に分離されていないことから、歩行者等の安全を確保するため、歩道整備を行う必要がある。
・市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２では、「管周囲を土砂で埋め戻す工法」としていたが、一部の沿道地権者から民地部分の埋戻しへの協力が得られず、当該区間を施工することができなかった。このため、市道区域内で施工が完結

するよう、「管周囲を鉄筋コンクリート構造とする工法」に変更し、その上部に歩道の整備を行うものである。

②本件工事の発注に至る時系列

・令和６年３月１８日
　市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２の工事請負契約締結（乙資料１）

・令和６年３月２９日
　市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２に必要な予算について、明許繰越にかかる議決を経た上で、工期を令和６年１２月１３日までとした。その後、一部の沿道地権者との既設通路橋の撤去及び民地部分の埋戻しに係る協議状況を踏まえて、工期を令和７年３月３１日までとした。（乙資料２）

・令和７年３月３１日
　一部の沿道地権者との既設通路橋の撤去及び民地部分の埋戻しに係る協議に時間を要したため、市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２を令和７年度まで事故繰越し、工期を令和７年１１月２８日まで、さらに令和８年３月２７日までとした。（乙資料３）

・令和８年３月２６日
　工事請負変更契約締結
　箕面北小学校交差点から西側約４０ｍ区間において、沿道地権者から民地部分の埋戻しに係る協力が得られず、施工が困難となったため、当該区間を施工対象から除外し、実施数量に基づく設計変更を行った上で、請負代金額を６５７万３，６００円減額する工事請負変更契約を締結した。（乙資料４）

・令和８年３月２７日
　市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２完成（乙資料５）

・令和８年６月２２日
　本件工事にかかる予算について、令和８年第２回定例会一般会計補正予算（第１号）に３，３８８万円を計上し、市議会の議決を得た。（乙資料６）

・令和８年９月４日
　本件工事の工事請負契約締結（請負代金額２，６７３万円）（乙資料７）

・令和９年１月２９日
　本件工事の工期

乙資料１：建設工事請負契約書
乙資料２：工事請負変更契約書（全４枚）
　　＊工期等の変更
乙資料３：工事請負変更契約書（全２枚）

＊工期の変更

乙資料４：工事請負変更契約書

＊令和８年３月２６日付けで請負金額６５７万３，６００円の減額変更

乙資料５：検査調書（工事）

＊検査実施日令和８年３月３１日、契約金額７，５２７万９，６００円

乙資料６：本件工事に係る補正予算関係資料

＊甲資料１と一部重複

乙資料７：本件工事に係る電子契約締結証明書及び工事請負契約書

＊令和８年９月４日付け： 令和８年９月４日から令和９年１月２９日
工事請負代金２，６７３万円

（３）各請求に対する市の意見

①合理性のない設計変更による過剰な公金の支出

・市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２は令和６年３月１８日に工事請負契約を締結し、箕面北小学校前交差点から西側約４０m区間は一部沿道地権者の協力が得られず、当初の工法による施工が困難となったため、変更契約により施工対象から除外し、実地数量に基づく設計変更を行っている。その上で、変更後の契約内容に基づく工事を進め、令和８年３月２７日に工事を完了したものであり、未完成の状態で契約を解除したものではない。

・市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の設計変更による減額分６５７万３，６００円は当該４０m区間の工事費の減額分のみでなく、工事中断や工程変更、工期の長期化に伴う交通誘導員などの増額分も含んでいる。また、市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２は令和５年度単価、本件工事は令和８年度単価で積算しており、労務・資材単価の上昇が反映されているため、本件工事の請負代金２，６７３万円と単純比較は適切でない。

・本件工事は市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２で除外した４０m区間について、市道区域内で施工完結可能な工法に変更し、新たに設計したものである。具体的に「管周囲を土砂で埋戻す工法」から「鉄筋コンクリート構造の工法」へ変更した。

・工法変更に伴い鉄筋、コンクリート、型枠等の施工が必要となり、市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の設計変更による減額分と本件工事の請負代金は工法・施工条件・契約対象工種が異なる。

・耐圧ポリエチレン管は市の支給品で購入費は請負代金に含まれないが、管の運搬及び設置、鉄筋コンクリートによる巻立て、掘削、既設構造物との取合い等の費用は請負代金に含まれている。支給品であることによりこれらの施工費等が不要になるわけではない。

・本件工事の設計金額２，５５１万円（税抜）は、市が国土交通省の土木工事標準積算基準等に基づき、工種、数量、施工条件を踏まえ適正に積算したものである。
・指名競争入札を実施した結果、２,４３０万円（税抜き）で落札され、２,６７３万円（税込み）で契約している。なお、補正予算額３,３８８万円は、本件工事に必要な予算として議会の議決を得た予算の上限額であり、工事の契約額や耐圧ポリエチレン管の購入費を含めた総工事費を示すものではない。
・市道箕面今宮線道路安全対策工事№.２の設計変更に伴う減額分と本件工事の請負金額は、金額の性質、工法、施工条件、契約対象範囲及び適用単価の時期が異なる。また、本件工事は、市道区域内で工事を完結させるために必要な工法へ変更したものであり、その設計金額及び予定価格は、令和８年度の労務単価、資材単価及び機械経費等を用い、国土交通省の土木工事標準積算基準書等に基づき適正に積算し、競争入札を経て契約したものである。
・以上のことから、本件工事について、地方自治法及び地方財政法に反する違法又は不当な公金支出の事実はない。

②住民の安全及び衛生を損なう違法、欠陥のある工事
・本件工事は市道箕面今宮線道路安全対策工事№.２の設計変更ではなく、施工が困難となった一部区間（約４０ｍ）について新たに設計し、競争入札のうえ別契約で実施した新規工事である。
・水路の石積壁の裾部が官民境界であり、一定の勾配があるため、市道区域内で歩道を整備すると、民地に最大幅約１６ｃｍ、深さ約１２０ｃｍの隙間が生じるが、これは市道区域外であり歩道の構造上の欠陥で生じるものではない。
・当該隙間は、先述のとおり、水路の石積み壁の裾部が官民境界であり、その壁面面に一定の勾配があるため、市道区域内で歩道を整備した場合、市道区域外の民地内に生じるものであり、歩行者が通行する歩道有効幅員には含まれないが、市としては、歩行者等の安全確保が重要であると認識している。
・今後、現地の状況を踏まえ、歩行者が隙間に転落することがないよう、安全対策として高さ1.1mの転落防止柵を設置する予定である。
・なお、請求人が指摘する民地側の空間は市道区域外に位置するため、市が土地所有者の承諾なしに埋戻し等の工事を行うことはできない。市は、これまで民地部分の埋戻しについて協力を求めてきたが、箕面北小学校前交差点から西側約４０mの区間についてのみ協力が得られなかったことから、市道区域内で施工が完結する工法を採用したものである。

・民地内の土地及び排水施設の維持管理は原則として土地所有者が行うものであり、市が直接埋戻しや排水施設整備を行うことはできない。
・本工事は、車道及び歩道に降った雨水を市道区域内の排水施設へ適切に導く設計で、民地側空間へ雨水が流入しない構造としている。また、施工時及び完成時に、市道区域内の道路勾配及び排水状況を確認し、道路管理者として必要な排水機能を確保する。
・本件工事は歩道未整備区間を解消し、歩行者と車両の通行空間を構造的に分離することで安全性及び通行性の向上を図るものである。
・本件工事は、前工事の設計変更ではなく、歩行者等の安全を確保するため、歩道未整備区間を対象に別途発注した新規工事であり、市道区域内で施工を完結させ、歩行者の転落防止及び道路排水に配慮した設計としており、住民の安全及び衛生を損なう違法又は欠陥のある工事には当たらない
・以上により、地方自治法に反する違法な設計変更であるとの請求人の主張には理由がない。

２　関係職員からの意見陳述の聴取

地方自治法第２４２条第８項に規定する職員の陳述の聴取日程については、市意見書の提出依頼時に、別途調整する旨を併せて通知し、調整の結果、令和８年１０月１３日に関係職員の意見陳述が行われ、請求人立会いのもと聴取した。

関係職員から聴取した内容は、市意見書の内容との重複をできるだけ除くと、概ね次のとおりである。なお、監査委員からの質問に対する回答も含んでいる。

（１）耐圧ポリエチレン管の購入と活用経緯

市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２で市支給となっている耐圧ポリエチレン管の購入経緯と本件工事での使用状況について監査委員からの質問があり、市は以下のとおり回答した。

市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２において全長分の資材を購入したが、一部区間において民地の埋戻し協力が得られなかったため、全ては使用されなかった。使用しなかった資材は廃棄せず、本件工事の支給品として活用することで資材の重複購入を避けた。資材費は市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２の契約金額に含まれている。

（２）水路石積壁の勾配と埋戻し状況、転落防止措置について

本工事の２３０ｍ区間のうち、１９０ｍは埋戻しが完了し、残り４０ｍが未完了である点について監査委員から質問があり、市は以下のとおり回答した。

水路の石積壁裾部が官民境界となっており、壁面に勾配があるため法面となる構造である。１９０m区間は沿道地権者の了承を得て隙間なく土砂で埋戻し施工を行った。

一方、４０m区間には幅１６ｃm、深さ１m以上の隙間が生じており、歩行者の転落防止のため１.１mの柵を設置予定であるが、駐車場出入口など一部は柵の設置をしない。なお、当該区間の一部は既存の通路橋が残されており、柵がなくとも転落防止が図られている。

また、雨水の流れについては、隙間部分も含め全体が水路として確保されているため、降雨時の水は適切に排水施設へ流れていく設計で問題ない。

３　請求人からの市意見に対する反論及び追加資料提出

請求人に対して市意見書を送付したところ、関係職員からの意見陳述の聴取の立会いを経て、請求人から反論書及び追加資料が１０月２３日にメールで送信された。原本は、１０月２８日に請求人が持参（メールから内容の変更なし）し、その内容に沿って意見陳述がなされた。提出された追加資料は次のとおりである。

甲資料８：数量総括表４枚

甲資料９：第４４表　大阪地区-工事規模別（５，０００万円以上　１億円未満）
建築物価　土木工事費指標　工事原価指数（大阪地区）

４　請求人からの意見陳述の聴取

請求人に対しては、地方自治法第２４２条第７項の規定に基づき意見陳述の機会を設けることとし、令和８年１０月２８日に請求人の意見陳述が行われ、これを聴取した。

聴取した内容のうち、請求書の内容との重複をできるだけ除くと、概ね次のとおりである。

（１）工事費用の著しい高騰とその不合理性について

請求書で指摘した工事費用の増額に関し、市側が主張する物価高騰の影響については、一般財団法人建設物価調査会による「建設物価土木工事費指数（道路工事)」を参照すると、２０２２年の１１６.４から２０２６年6月の１３３.６への上昇率は約１４.８％にとどまる。本件工事の区間に相当する市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２時の未施工分費用は６５７万円であり、この指数を適用しても約７５４万円と試算される。これに対し、今回の契約金額２,６７３万

円（材料費を除く）は約４倍に達しており、物価上昇を勘案してもなお「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治法の原則を逸脱した異常な公金支出である。

（２）欠陥が生じる工法の選択と因果関係について

歩道と地権者地の間に隙間が生じる本件工事について、市側は「地権者の同意が得られないためやむを得ない」と主張しているが、これは因果関係をすり替えている。隙間が生じる直接の原因は市が計画した工事そのものにあり、地権者の同意が得られない状況であれば、本来は設計変更ではなく、根本原因である工事自体を中止すべきである。

（３）基本方針の変更と行政代執行の違法性について

本事業（市道箕面今宮線道路安全対策事業）の実施にあたって、市は当初「地権者等の了解が得られるところから着手する」という基本方針を掲げていた。しかし、水路部分においては地権者への合理的な説明を欠いたまま、通路橋を強制的に撤去する行政代執行に踏み切っており、自ら定めた基本方針を逸脱している。これは行政機関として極めて身勝手な法的・政策的変更であり、違法・不当な執行である。

（４）本件工事の緊急性の欠如について

市側は安全対策の必要性を主張するが、市道箕面今宮線道路安全対策工事 No.２の遅延や未完了の状態が継続している現在においても、当該路線の交通安全に特段の支障は生じていない。したがって、多額の公金を投じて今すぐ本件工事を強行する必然性はなく、地権者の納得を得るための真摯な議論を優先すべきである。

（５）監査委員の構成に関する倫理性について

本件予算案に議会で賛成した議員が監査委員を務めることは、自ら賛成した事項を監査するという自己矛盾を抱えることになり、公正な監査を妨げるものである。請求人から監査委員を強制的に忌避することはできないが、監査委員としての職務上の倫理性や人としての良心に照らし、自らその役割を辞退すべきではないか。

第５　監査の結果

１　はじめに

本件請求の対象となる財務会計行為は、本件工事に係る建設工事請負契約並びにこれに伴う支出負担行為及び支出である。市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２については、本件請求の対象とはならないが、請求人が本件工事の契約金額の違法・不当の根拠として市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の契約金額変更について挙げているので、その限りにおいて関連する。

また、本件工事は、「箕面今宮線道路安全対策（歩道整備）事業」としてなされた工事である。当該事業は、歩行者及び車両の通行の安全性確保という公益性のある目的で実施されており、用地買収を伴わずに整備可能であるため北小学校南側附近の区間（約２３０ｍ）において水路を暗渠化する工事から進めることとされたものである。この点、当該事業には必要性と合理性が総体的に認められるのであって、このことは当該事業の一環として施工される本件工事にも及んでいる。

２　合理性のない設計変更による過剰な公金の支出について

請求人は、市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の未施工分相当額６５７万円に対し、本件工事の契約金額２，６７３万円は約４００％と高騰しており、地方自治法等が定める「最小の経費で最大の効果」の原則に反すると主張する。

両工事は、形の上では別工事であるが、当該未施工の区間が本件工事の区間と同一で、未施工分をあらためて施工するという実態からすると、市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の減額分と本件工事の契約金額を比較することは一定理解する。しかし、積算の時点修正はあるにせよ、両者を同一ベースで見ることはできず、約４倍の金額差があることをもって違法・不当と直ちに判断することはできない。

市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の約６５７万円減額については、工事の中断及び工程変更、工期の長期化等に伴う交通誘導員などの増額分と差し引きした結果であるとの市の主張は合理的で是認できるものである。

本件工事の契約金額の高騰については工法を市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の「管周囲を土砂で埋め戻す工法」から、市道区域内で施工が完結する「管周囲を鉄筋コンクリート構造とする工法」へと変更したことに起因するものである。工法変更に伴い、鉄筋コンクリート構造としての新たな施工費用が発生することは避けられない。また、工事設計に当たっては、令和８年度の労務単価、資材単価及び機械経費等を用い、国土交通省の土木工事標準積算基準書等に基づいて積算したという市の主張を覆す根拠は見受けられない。

請求人は建設物価土木工事費指数を用い物価指数の比較のみをもって本件積算の不当性の根拠としているが、少なくとも市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の差し引き前の増額要因（交通誘導員など）に触れておらず、工法変更を否定した上で市道箕面今宮線道路安全対策工事No.２の従前工法を前提として主張しているが、不合理と言わざるを得ず、請求人による本件工事の契約金額の違法・不当の主

張については認めることができない。

本件工事の予算については、工法変更を前提に積算された金額で市議会に上程後、審議の上で可決された。本件契約については、指名競争入札の結果、最も安価な金額を提示した事業者と工事請負契約を締結している。一連の手続は適正であり、指名競争入札により競争原理が機能していることから、契約金額が不当に高額であるとは認められない。

以上のとおり、本件工事に係る建設工事請負契約並びにこれに伴う支出負担行為及び支出が、行政として許容される判断の範囲を超えた、違法・不当で過剰な支出であるとまでは言えない。

3　住民の安全性・衛生を損なう違法、欠陥のある工事について

請求人は、歩道と民地の間に生じる空隙が転落の危険や衛生上の問題を引き起こす欠陥工事であると主張する。

本件工事は、歩道未整備区間を解消し、歩行者と車両の通行空間を構造的に分離することにより、安全性及び通行性の向上を図ることを目的としており、「住民の福祉の増進」に寄与するものである。また、歩道整備済み区間と未整備区間が混在する現状を早期に解消し、連続した安全な歩行空間を確保することは、放置することによる事故のリスクと比較しても住民の安全確保という観点から相応の合理性が認められる。したがって、未整備の状態を継続させることによる安全上のリスクを最小限に抑えるため、事業を遅滞なく進める必要性（緊急性）も認められる。

歩道と民地の間に生じる空隙については、法的な制約及び地権者の意向（民地への無断施工の禁止）と事業目的（歩行者の安全確保）を両立させる過程において、市道区域内で施工を完結させるための工法を選択したことにより生じたものである。これに伴い、市は高さ１．１ｍの転落防止柵の設置や排水機能の確保などの安全措置を講じる予定である。

以上の点から、前述のとおり、設計変更には理由があり、変更後の工法は経緯を踏まえて適法性及び安全性が考慮された内容であり、合理性があると認められ、違法・不当な設計変更とは認められない。

4　本件工事費の支出差止め及び損害賠償請求について

請求人は、本件工事に関して一切の公金を支出しないこと、並びに原田亮及び都市整備部長小山郁夫に対し本件工事に関する建設請負契約に対応する金２，６７３万円と同額の損害賠償を市長が行うことを求めている。

しかしながら、上記２及び３で述べた通り、本件工事の建設工事請負契約に違法又は不当な点は認められない。

したがって、公金の支出差止め及び市長による損害賠償請求のいずれについても、

請求の理由がないものと言わざるを得ない。

5　基本方針違反について

請求人は、本件請求の違法又は不当の理由を補充する反論書において、行政代執行による通路橋の強制撤去に見られる市の姿勢を取り上げ、「地権者等の了解が得られるところから着手する」という基本方針違反を主張する。

しかしながら、本件工事に関連して現時点で行政代執行が行われた事実は確認されず、市が「地権者等の了解が得られるところから着手する」という基本方針なるものを定めていた事実についても、請求人・市側から提出された証拠のほか、議会議事録や市広報紙等を探知した限りにおいても、その存在を確認することはできなかった。

したがって、基本方針違反により市が裁量権を濫用したとはいえず、請求人の主張は、違法又は不当とする具体的な事実を立証するに足りるものとは認められない。

6　予算案に賛成した議員が監査委員として監査することについて

請求人は、予算案に賛成した議員が監査委員として本件監査請求を監査することの不当性を主張する。

しかしながら、監査委員の判断と市議会における個別議案への賛否は直結するものではなく、これをもって中立性が担保できないとまではいえない。

第6　結論

以上のとおり、本件工事に係る建設工事請負契約並びにこれに伴う支出負担行為及び支出について違法又は不当な点は認められない。

よって、本件住民監査請求については、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以上

【付帯意見】

市長に対して、次のように意見を述べる。

本件工事は安全確保のために必要不可欠なものであるが、地権者の同意が得られず工法変更を余儀なくされた経緯に鑑み、今後同様の事業推進にあたっては、住民との合意形成プロセスのあり方について検討されたい。